

陶芸室利用のきまり

1 利用申込

陶芸室及び電気窯ご利用には、利用者登録が必要です。

次の①～③に必要な事項を記入し、窓口へご提出ください。

① 陶芸室利用者登録用紙

陶芸に必要な専門の知識を有し、独力で作陶・施釉等ができることとします。

登録は2年を有効とし、2年ごとに更新の手続きが必要となります。

② 陶芸室及び電気窯利用責任者名簿・団体名簿

利用責任者は電気窯の設備、操作に熟知していることとします。

団体の構成は必ず利用責任者を1名以上含めてください。

利用責任者不在の場合、施設の利用はできません。(乾燥棚のみ不在でも利用可)

③ 電気窯使用許可申請書

窯入れから窯出しまでを1回とし、1回のご利用は5日間とします。

町内 (在住・在勤)	使用を希望する日の 3ヶ月前 の1日から予約可
町外	使用を希望する日の 2ヶ月前 の1日から予約可

※1日が休館日の場合は、翌開館日からの受付となります (先着順)

2 利用時間

(1) 窯入れ・窯出しは利用責任者名簿に記載されている方が、開館時間内に行ってください。休館日は作業できません。

(2) 窯入れは閉館時間の5時間前までに、窯出しは閉館時間の1時間前までに作業を完了してください。

	窯入れ	窯出し
月・木・日 曜日	9:00～12:00	9:00～16:00
水・金・土 曜日	9:00～16:00	9:00～20:00

3 利用料金

電気窯	1回 2,000円	窯入れの日にお支払い
電動ろくろ	1台 200円	ご利用時に随時お支払い

4 注意事項

別紙「陶芸室(電気窯)使用上の注意事項」をご覧ください。

【お問合せ】東郷町民会館 0561-38-4111 (火曜休館)

陶芸室（電気窯）使用上の注意事項

【陶芸室】

- (1) 陶芸室では作陶はできません。実習室をご利用ください。
- (2) 破損、汚損等がないよう必要な注意を払って使用してください。
- (3) 乾燥棚の使用は最長で2ヶ月間です。使用には申請が必要です。
- (4) 乾燥中の作品以外の私物は、陶芸室内に放置又は留置しないでください。
- (5) 使用後は清掃をし、汚れがないか確認してください。
- (6) 退出の際は照明、エアコン、換気扇のスイッチを切ってください。

【電気窯】

- (1) 釉薬が陶板に垂れないように、最大の注意を払ってください。
万が一作品が陶板について離れない場合は、会館受付スタッフにお知らせください。
- (2) 釉薬が垂れやすい織部や赤イラボは底から3~5mm、二重掛けの場合は底から10mmを無釉薬にしてください。
- (3) 釉薬は混ぜて使用しないでください。
※釉薬を混ぜて利用されたお客様においては、お客様負担にて原状復帰していただきます。
- (4) 釉薬をスプレー缶に入れたりカップに入れたりして使用した後に残りを戻す場合は、別の釉薬に入れて汚濁させないでください。
- (5) 窯入れでは陶板や作品で発熱体を損傷させないように、十分に気をつけてください。
- (6) プロパンガス、薪などによる還元焼成及び特殊な上薬は使用できません。
- (7) 電気窯の運転は、あらかじめ設定されたプログラムの自動焼成のみとなります。電源及び窯のスイッチ等の操作は会館スタッフが行いますので、触らないでください。

【その他】

- (1) 乾燥中及び窯焼中の作品破損について、会館（施設管理者及び指定管理者）は一切責任を負いません。利用者の責任の下でご利用ください。
- (2) 施設の管理上支障があると認められるときは、使用を許可しないことがあります。
- (3) 不明点などは個々に判断せず、会館受付スタッフにご確認ください。

申込者署名 _____